

時効による傷病手当金の一部不支給に係る損害賠償について

👉 職員の不適切な事務処理に伴い発生した時効による傷病手当金の一部不支給に係る損害賠償について報告する。

内 容

時効による傷病手当金の一部不支給に係る「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」
(昭和37年3月14日議会議決)に基づく損害賠償額の決定の専決処分

1 事故の概要

会計年度任用職員に係る傷病手当金の受給手続について、当該会計年度任用職員から預かった申請書を区職員が一時的に紛失し、提出が遅延したことに伴い、時効により一部が不支給となった。当該傷病手当金の一部不支給分に関し、当該会計年度任用職員から本区に対して損害賠償の請求があったことに伴い、損害賠償額を決定したものである。

2 事件名

国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づく損害賠償事件

3 決定年月日

令和7年7月25日

4 損害賠償額

80,449円

5 損害賠償の相手方

東京都八王子市八幡町 女性（事件当時の年齢 31歳）